

## 社会福祉法人にじの会役員報酬等基準

定款第10条第1項に定める役員報酬等の基準は以下のとおりとする。

第1条 法人の業務に従事する理事長・常務理事に対し以下の役員報酬を支払う。

1. 理事長・常務理事の報酬は従事状況により以下の通りとする。

週1日従事の場合 月額120,000円以内

週2日従事の場合 月額240,000円以内

週3日従事の場合 月額360,000円以内

週4日従事の場合 月額480,000円以内

週5日従事の場合 月額600,000円以内

評議員会で上記金額以内で毎年度上限額を決定する。

各理事の報酬額は、各理事の従事状況を勘案し、評議員会の決定する上限額の範囲内で理事長が決定する。

2. 理事長・常務理事は、週3日以上従事の場合、常勤者として社会保険加入対象とする。

3. 理事長・常務理事には、賞与・退職金は支給しない。但し、退職金に替わって信金経営者年金に加入するものとし、掛金（年額12万円～60万円）は法人が負担する。

第2条 職員兼務の理事については、職員給与規定により給与・賞与・退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。

第3条 法人の会計監査を担当する監事に対し以下の役員報酬を支払う。

年額180,000円

なお、上記報酬を支払う監事については、「交通費・日当」を支給しない。

第4条 第1条・第2条・第3条以外の法人非常勤理事・監事及び評議員については、理事会・評議員会に参加する場合、「交通費・日当」として、1回につき5000円を支払うものとする。

第5条 法人の非常勤理事及び監事については、理事会・評議員会に参加する場合以外で、理事長の承認を得て法人業務に従事した場合についても、1回5000円の「交通費・日当」を支払うものとする。

第6条 評議員選任・解任委員会委員については、評議員選任・解任委員会に参加する場合、「交通費・日当」として、1回につき5000円を支払うものとする。

附則 この規定は、平成29年6月10日より適用する。